

導入すべき労働調停の在り方についての検討資料

本資料は、「労働関係事件への総合的な対応強化に係る検討すべき論点項目（中間的な整理）」の「2 導入すべき労働調停の在り方について」の各論点項目（枠囲み中に掲記）に関して、検討の参考として、事務局において、関係法令、参考文献その他の関連事項を記載したものである。

2 導入すべき労働調停の在り方について

(1) 労働調停に求められるもの（労働調停の機能・効果）

- ・ 現行の民事調停制度の現状と評価（労働関係事件での利用が進んでいない原因等）
- ・ 専門性（内容，水準・程度）
- ・ 簡易・迅速性（調停手続に要する期間・回数，紛争処理全体に要する期間，訴訟における和解との関係）
- ・ 実効性（訴訟の判決との関係）
- ・ 対象となる紛争（個別的紛争か集团的紛争も含めるか，権利紛争か利益紛争か，通常の民事調停との選択の可否等）

[1] 民事調停制度

民事調停制度は、民事に関する紛争について、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図ることを目的とした制度である。

【参照条文】

民事調停法（昭和26年法律第222号）（抄）
（この法律の目的）

第1条 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図ることを目的とする。

[2] 民事調停の簡易・迅速性

調停成立の可能性がないのに、いたずらに手続を長引かせるのでは、簡易・迅速な紛争の処理が図れないので、このような場合には、調停不成立のまま事件を終了させることができることとされている。

また、民事訴訟のように、詳細な手続に関する規定はなく、簡易な手続で処理を図ることができる。

【参照条文】

民事調停法（抄）
（調停の不成立）

第14条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込がない場合又は成立した合意が相当でないとする場合において、裁判所が第十七条の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。

[3] 民事調停の実効性

民事調停においては、調停前の措置の違反に対する制裁、不出頭に対する制裁が設けられている。また、成立した調停は裁判上の和解と同一の効力を有するとともに、調停が成立する見込みがない場合には、裁判所は職権で調停に代わる決定をすることができることとされている。

【参照条文】

民事調停法（抄）
（調停前の措置）

第12条 調停委員会は、調停のために特に必要があると認めるときは、当事者の申立により、調停前の措置として、相手方その他の事件の関係人に対して、現状の変更又は物の処分の禁止その他調停の内容たる事項の実現を不能にし又は著しく困難ならしめる行為の排除を命ずることができる。

2 前項の措置は、執行力を有しない。

民事調停規則（昭和26年最高裁規則第8号）（抄）
（合意による暫定的措置の勧告）

第38条 調停委員会は、必要があると認めるときは、当事者に対し、調停の成立を著しく困難にし、又はその円滑な進行を妨げる行為を合意により一時停止すべきことを勧告することができる。

民事調停法（抄）
（調停の成立・効力）

第16条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

（調停に代わる決定）

第17条 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。

（異議の申立）

第18条 前条の決定に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の申立をすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。

2 前項の期間内に異議の申立があつたときは、同項の決定は、その効力を失う。

3 第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

（不出頭に対する制裁）

第34条 裁判所又は調停委員会の呼出しを受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、裁判所は、五万円以下の過料に処する。

（措置違反に対する制裁）

第35条 当事者又は参加人が正当な事由がなく第十二条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による措置に従わないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

[4] 対象となる紛争

民事調停の対象は、広く「民事に関する紛争」とされ、他方、宅地建物調停、農事調停等の特定の紛争に関する調停について、特則が設けられている。

【参照条文】

民事調停法（抄）
（調停事件）

第2条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立をすることができる。

（宅地建物調停事件・管轄）

第24条 宅地又は建物の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件は、紛争の目的である宅地若しくは建物の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(農事調停事件)

第25条 農地又は農業経営に附随する土地、建物その他の農業用資産(以下「農地等」という。)の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件については、前章に定めるものの外、この節の定めるところによる。

(商事調停事件について調停委員会が定める調停条項)

第31条 第二十四条の三の規定は、商事の紛争に関する調停事件に準用する。

(鉦害調停事件・管轄)

第32条 鉦業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)に定める鉦害の賠償の紛争に関する調停事件は、損害の発生地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(交通調停事件・管轄)

第33条の2 自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(公害等調停事件・管轄)

第33条の3 公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。)について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

(当事者に対する助言及び指導)

第4条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争(労働関係調整法(昭和三十二年法律第二十五号)第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和三十二年法律第二百五十七号)第二十六条第一項に規定する紛争を除く。)に関し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(第2項以下 略)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)(抄)

第6条 この法律において労働争議とは、労働関係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために争議行為が発生してある状態又は発生する虞がある状態をいふ。

第7条 この法律において争議行為とは、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行ふ行為及びこれに対抗する行為であつて、業務の正常な運営を阻害するものをいふ。

【参考文献】

「〔民事調停法第2条は、〕調停の対象が民事上の紛争のすべてに及ぶこと〔中略〕を明らかにした規定である。」

「ここで「民事に関して紛争が生じたとき」という場合の「民事」とは、一般に「刑事」に対する意味の最広義の概念であつて、いわゆる「商事」および「家事」関係の紛争を含むことはもちろん、広く法律的な処理が可能であり、かつ、当事者の合意的解決に親しむ一切の紛争を包含するものと解してよい。」

「「紛争」とは〔前述した〕ような対象について、当事者間で意思または意見が一致せず、あるいは他方が一方の要求に応じなく、あるいは応じないと認められるような状態があることを意味する。その紛争が、権利の存否に関するものか、権利の範囲あるいは履行期ないしはその履行方法に関するものかを問わない。しかし、具体的にどの程度

の状態をもつて本条にいう「紛争」ありとみるかは、実務上問題のあるところである。判例の傾向は紛争の意味を比較的ゆるやかに解しており、権利関係の存否、内容、範囲に関するものに限らず、権利関係の不確定や権利実行の不安がある場合をも紛争とみている。また、現在は争いがなくとも、申立当時から予測できる将来の紛争の発生の可能性がある場合にも争いがあるとされ、権利関係には争いが無いが、将来の権利の実行の不安を除去するためされた小作調停の申立ても有効であり、将来の紛争を防止するため当事者間の法律関係を明確にし、または、債務名義を得る目的で調停の申立てをする場合も紛争があるとして取扱えるとの見解もある。」(最高裁判所事務総局「民事調停法逐条解説」)

[5] 通常の民事調停との選択

いわゆる特定調停制度においては、特定調停手続により調停を行う場合には、その旨を求める申述を行うこととされている。

【参照条文】

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）
（特定調停手続）

第3条 特定債務者は、特定債務等の調整に係る調停の申立てをするときは、特定調停手続により調停を行うことを求めることができる。

2 特定調停手続により調停を行うことを求める旨の申述は、調停の申立ての際にしなければならない。

（第3項 略）

(2) 管轄の在り方

- ・ 事物管轄（簡易裁判所とするか、地方裁判所とするか）
- ・ 土地管轄（申立人の住所地での申立てを認める必要性の有無等）

[6] 民事調停の管轄

民事調停は、原則として、相手方の住所地等を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所が管轄するが、宅地建物調停、農事調停等については、紛争の性質に応じて管轄の特則が定められている。

管轄の在り方の検討に際しては、相手方の利害、本案訴訟の管轄との関係、移送の在り方等について考慮することが必要と考えられる。

【参照条文】

民事調停法（抄）

（管轄）

第3条 調停事件は、特別の定がある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。

（宅地建物調停事件・管轄）

第24条 宅地又は建物の賃借その他の利用関係の紛争に関する調停事件は、紛争の目的である宅地若しくは建物の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

（管轄）〔農事調停に関する規定〕

第26条 前条の調停事件は、紛争の目的である農地等の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

（鉦害調停事件・管轄）

第32条 鉦業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）に定める鉦業の賠償の紛争に関する調停事件は、損害の発生地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(交通調停事件・管轄)

第33条の2 自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(公害等調停事件・管轄)

第33条の3 公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(3) 雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する調停委員(以下「専門家調停委員」という。)の在り方

ア 専門家調停委員の性格, 役割等

- ・ 期待される役割(当事者間の調整, 専門性の導入, 当事者の主張の補充)
- ・ 専門家調停委員に必要とされる専門的な知識経験, 能力の内容, 水準
- ・ 程度(紛争の種類による相違点)
- ・ 専門家調停委員の性格(労使の代表者か, 中立公平な第三者か)
- ・ 専門家調停委員の権限
- ・ 専門家調停委員に必要とされる倫理, 義務

[7] 調停委員の知識経験

民事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者、社会生活の上で豊富な知識経験を有する者の中から選任することとされている。

【参照条文】

民事調停委員及び家事調停委員規則(昭和49年最高裁判所規則第5号)(抄)
(任命)

第1条 民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のものの中から、最高裁判所が任命する。ただし、特に必要がある場合においては、年齢四十年以上七十年未満の者であることを要しない。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(抄)
(委員会の組織)

第7条(第1項 略)

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
(第3項以下 略)

[8] 調停委員の権限

民事調停委員の本来的な職務は、調停委員会で行う調停に関与することであるが、この他、専門家調停委員については、裁判所の命を受けて、担当外の調停事件について意見を述べること等がその職務とされている。

【参照条文】

民事調停法(抄)
(民事調停委員)

第8条 民事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、

他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。

(第2項 略)

[9] 調停委員の義務

民事調停委員は評議の秘密や職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないこととされている。この他、裁判所職員臨時措置法に基づき、国家公務員法の規定で準用されるものがある。

【参照条文】

民事調停法(抄)

(評議の秘密を漏らす罪)

第37条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは民事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、十万円以下の罰金に処する。

(人の秘密を漏らす罪)

第38条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

イ 専門家調停委員の任免の在り方

- ・ 専門家調停委員の選任方法，選任資格，欠格事由，報酬等

[10] 調停委員の選任方法

民事調停委員は、一定の要件を満たす者の中から、任期2年で最高裁判所が任命することとされている。

【参照条文】

民事調停委員及び家事調停委員規則(抄)

(任命)

第1条 民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のものの中から、最高裁判所が任命する。(以下略)

(任期)

第3条 民事調停委員及び家事調停委員の任期は、二年とする。

(所属等)

第4条 民事調停委員及び家事調停委員の所属する裁判所は、最高裁判所が定める。

[11] 調停委員の選任資格

前掲[7]参照。

[12] 調停委員の欠格事由

民事調停委員には、禁錮以上の刑に処せられた者、一定の懲戒処分を受けた者等はなることができないこととされている。

【参照条文】

民事調停委員及び家事調停委員規則(抄)

(欠格事由)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、民事調停委員又は家事調停委員に任命する

ことができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 四 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 五 医師として医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第二項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者
- 六 公認会計士、税理士又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補として登録抹消、業務禁止又は登録消除の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 七 弁理士、建築士又は土地家屋調査士として業務禁止、免許取消し又は登録取消しの懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（抄）

（委員の欠格条項）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

（第2項 略）

ウ 個別の事件に係る専門家調停委員の指定の在り方

- ・ 担当調停委員の指定の方法（当事者の意向の反映等）、調停委員会の人数・構成、除斥・忌避制度の要否

[13] 調停委員の指定、構成

民事調停委員は、裁判所が調停委員会で調停を行う各事件について2名以上指定することとされている。

【参照条文】

民事調停法（抄）

（調停委員会の組織）

第6条 調停委員会は、調停主任一人及び民事調停委員二人以上で組織する。

（調停主任等の指定）

第7条 調停主任は、裁判官の中から、地方裁判所が指定する。

2 調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所が各事件について指定する。

[14] 除斥・忌避

民事調停委員については、裁判官と異なり裁判権の行使に当たるものではないことから、除斥・忌避の制度は設けられていない。

【参照条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）（抄）

（裁判官の除斥）

第23条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

- 一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。
- 二 裁判官が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
- 三 裁判官が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督

人であるとき。

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となったとき。

五 裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。

六 裁判官が事件について仲裁判断に参与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に参与したとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。

(裁判官の忌避)

第24条 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。

2 当事者は、裁判官の面前において弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後生じたときは、この限りでない。

エ 専門家調停委員の供給源等

- ・ 専門家調停委員の供給源，養成
- ・ 専門家調停委員に対する研修

[15] 調停委員の供給源

前掲[7]参照。

(4) 調停前置の要否

- ・ 調停前置のメリット及びデメリット
- ・ 調停前置とする場合における対象範囲（個別的紛争，集团的紛争，多数当事者事件，少額事件等）

[16] 調停前置

宅地建物調停及び家事調停においては、訴えを提起しようとする場合には、まず調停の申立てをしなければならないこととされている。

【参照条文】

民事調停法（抄）

（地代借賃増減請求事件の調停の前置）

第24条の2 借地借家法（平成三年法律第九十号）第十一条の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増減の請求に関する事件について訴えを提起しようとする者は、まず調停の申立てをしなければならない。

2 前項の事件について調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、受訴裁判所は、その事件を調停に付さなければならない。ただし、受訴裁判所が事件を調停に付することを適当でないとき認めるときは、この限りでない。

家事審判法（昭和22年法律第152号）（抄）

第18条 前条の規定により調停を行うことができる事件について訴を提起しようとする者は、まず家庭裁判所に調停の申立てをしなければならない。

2 前項の事件について調停の申立てをすることなく訴を提起した場合には、裁判所は、その事件を家庭裁判所の調停に付さなければならない。但し、裁判所が事件を調停に付することを適当でないとき認めるときはこの限りでない。

(5) 訴訟手続との連携

ア 調停手続の開始段階

- ・ 付調停の活用（付調停に適する事件の種類，付調停に当たっての事件の振分けの在り方，付調停についての具体的な要件・手続）
- ・ 訴訟手続の担当裁判官の調停手続への関与の当否

[17] 付調停

当事者が訴訟による紛争の解決を求めて訴えを提起した場合でも、事件の内容等により、互譲によって実情に即した解決を図ることがより望ましいと考えられる場合があるため、裁判所の職権による付調停の制度が設けられている。

【参照条文】

民事調停法（抄）

（受訴裁判所の調停）

- 第20条 受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に処理させ又はみずから処理することができる。但し、事件について争点及び証拠の整理が完了した後において、当事者の合意がない場合には、この限りでない。
- 2 前項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し又は第十七条の決定が確定したときは、訴の取下があったものとみなす。
- 3 第一項の規定により受訴裁判所がみずから調停により事件を処理する場合には、調停主任は、第七条第一項の規定にかかわらず、受訴裁判所がその裁判官の中から指定する。

イ 調停手続の終了段階

- ・ 調停不成立の場合の取扱い（調停手続で提出された資料の取扱い等）

[18] 調停不成立の場合の取扱い

民事調停においては、当事者間に合意が成立する見込みがない等の場合には、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができることとされている。

【参照条文】

民事調停法（抄）

（調停の不成立）

- 第14条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が第十七条の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。

(6) 調停手続の在り方

ア 調停手続の進行

- ・ 当事者の説得，調停案の提示等，労働関係事件の特性に応じた効果的な手続の進め方

[19] 調停手続の進行

民事調停は、紛争解決の柔軟性、具体的妥当性、簡易迅速性、紛争の全体的な

解決可能性等をその特色としているため、個々の事案に即した対応が可能となるよう、手続の進め方について特に詳細な規定は設けられていない。

イ 調停の成立を促進するための仕組み

- ・ 調停の成立を促進する仕組みの強力さの程度
- ・ 現行法上の各種制度（調停に代わる決定の活用等）

[20] 調停の成立を促進する制度

民事調停においては、当事者間の合意による紛争解決を促進するため、以下のような制度が設けられている。

調停に代わる決定

当事者間のわずかな意見の相違等により、せっかくの調停手続が徒労に帰すことのないよう、裁判所が適切妥当と考える解決案を決定の形で提示し、当事者に反省と熟慮の機会を与え、これを機縁として紛争の終局的解決を期するものである。

調停条項案等の書面による受諾

調停の成立には、基本的には、両当事者が期日に出頭して合意を成立させることが必要であるが、いわゆる特定調停では、当事者が遠隔地に居住する等の場合に、当事者の出頭の必要性を緩和し手続を利用しやすくするため、その当事者については、あらかじめ提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出すれば足りることとするものである。裁判上の和解についても同様の制度が設けられている。

調停委員会が定める調停条項

調停事件のうちには、調停手続の過程で専門家調停委員が関与し、その専門的知識が活用されていること、経済合理性の観点から迅速な解決が望ましいこと等により、調停手続の中で最終的な解決を図ることが適当なものがあるため、当事者間に合意がある場合には調停委員会が調停条項を示す仲裁的な解決方法を設けている。なお、民事訴訟においても同様の制度が設けられている。

【参照条文】

《調停に代わる決定関係》

民事調停法（抄）

（調停に代わる決定）

第17条 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。

（異議の申立）

第18条 前条の決定に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の申立をすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。

2 前項の期間内に異議の申立があつたときは、同項の決定は、その効力を失う。

3 第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

《調停条項案等の書面による受諾関係》

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（抄）

（調停条項案の書面による受諾）

第16条 特定調停に係る事件の当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭してその調停条項案を受諾したときは、特定調停において当事者間に合意が成立したものとみなす。

家事審判法（抄）

第21条の2 遺産の分割に関する事件の調停において、遠隔の地に居住する等の理由により出頭することが困難であると認められる当事者が、あらかじめ調停委員会又は家庭裁判所から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなす。

民事訴訟法（抄）

（和解条項案の書面による受諾）

第264条 当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

《調停委員会が定める調停条項関係》

民事調停法（抄）

（地代借賃増減調停事件について調停委員会が定める調停条項）

第24条の3 前条第一項の請求に係る調停事件については、調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないとする場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書面による合意（当該調停事件に係る調停の申立ての後にされたものに限る。）があるときは、申立てにより、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

2 前項の調停条項を調書に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

（商事調停事件について調停委員会が定める調停条項）

第31条 第二十四条の三の規定は、商事の紛争に関する調停事件に準用する。

（農事調停等に関する規定の準用）

第33条 第二十四条の三及び第二十七条から第三十条までの規定は、前条の調停事件に準用する。この場合において、第二十七条及び第二十八条中「小作官又は小作主事」とあるのは、「経済産業局長」と読み替えるものとする。

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（抄）

（調停委員会が定める調停条項）

第17条 特定調停においては、調停委員会は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

2 前項の調停条項は、特定債務者の経済的再生に資するとの観点から、公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容のものでなければならない。

3 第一項の申立ては、書面で行なければならない。この場合においては、その書面に同項の調停条項に服する旨を記載しなければならない。

4 第一項の規定による調停条項の定めは、期日における告知その他相当と認める方法による告知によってする。

5 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

6 第四項の告知が当事者双方にされたときは、特定調停において当事者間に合意が成立したものとみなす。

民事訴訟法（抄）

（裁判所等が定める和解条項）

- 第265条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。
- 2 前項の申立ては、書面でしなければならない。この場合においては、その書面に同項の和解条項に服する旨を記載しなければならない。
 - 3 第一項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。
 - 4 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。
 - 5 第三項の告知が当事者双方にされたときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

(7) その他

- ・ 一定の事件の優先的な取扱いの要否
- ・ 他の紛争処理制度との関係（連携の要否等）